

「令和 7 年度交通安全CM放映等業務」委託仕様書

1 業務の目的

CM放映やソーシャルメディア等の広報手段を活用し、県民に対して交通安全を呼びかける取組を実施することにより、本県における交通事故防止を推進する。

2 業務の名称

交通安全CM放映等業務

3 委託期間

契約の日から令和 8 年 3 月 1 6 日（月）まで

4 委託業務の内容

(1) テレビCMの放映

ア 平成 3 0 年度に宮崎県警察本部において作成したCM（1 5 秒）を放映する。

① 放映期間

- ・ 令和 7 年 9 月 2 1 日（日）から 9 月 3 0 日（火）
- ・ 令和 7 年 1 2 月 1 日（月）から 1 2 月 1 0 日（水）

② 放映時間帯及び放映本数

より多くの年代の方が視聴する効果的な時間帯を中心に計 3 0 本以上

イ 令和 6 年度に生活・協働・男女参画課で作成した自転車ヘルメットの着用を推進するためのCM（1 5 秒）を放映する。

① 放映期間

- ・ 令和 7 年 9 月 2 1 日（日）から 9 月 3 0 日（火）
- ・ 令和 7 年 1 2 月 1 日（月）から 1 2 月 1 0 日（水）

② 放映時間帯及び放映本数

中学生・高校生が多く視聴する効果的な時間帯を中心に計 3 0 本以上

(2) ラジオCMの放送

ア 脇見・ぼんやり運転に関するスポットCM（2 0 秒）を放送する。

① 放送期間

- ・ 令和 7 年 1 1 月 1 日（土）から令和 8 年 1 月 3 1 日（土）

② 放送本数

4 0 本以上

③ 放送内容

CMは各局アナウンサーによる吹き込みとする。

原稿は以下のとおりとする。

「ドライバーの皆さんへ、宮崎県よりお知らせです。
運転中のスマートフォンの操作は大変危険です。
少しの気の緩みが大きな事故につながります。
脇見・ぼんやり運転をなくして交通事故を減らしましょう。」

イ 高齢者の事故防止を推進するためのスポットCM（20秒）を放送する。

① 放送期間

・令和7年11月1日（土）から令和8年1月31日（土）

② 放送本数

40本以上

③ 放送内容

CMは各局アナウンサーによる吹き込みとする。

原稿は以下のとおりとする。

「ベテランドライバーの皆さん、制限運転をご存じですか？
体調が悪い時には運転を控える、夜間は運転しないなど、
できる範囲で自分自身のルールを決める取組のことです。
慎重な運転を心がけ、交通事故を防ぎましょう。」

(3) 映画館CMの放映

令和6年度に生活・協働・男女参画課で作成した自転車ヘルメットの着用を推進するためのCM（15秒）を映画館CMとして放映する。

① 放映場所

県内映画館

② 放映期間

6か月（26週間）以上

③ 放映目標

延べ視聴数30万人程度

(4) SNS、web サイト等を用いたCMの配信

令和6年度に生活・協働・男女参画課で作成した自転車ヘルメットの着用を推進するためのCM（15秒）を配信する。

① 放映期間

- ・令和7年9月21日（日）から9月30日（火）
- ・令和7年12月1日（月）から12月10日（水）

② 配信本数

配信回数の上限等は設けない。

③ 配信の対象

自転車を利用する機会の多い中学生、高校生を中心とした若年層

(5) 啓発グッズ作成

交通安全に関する啓発グッズを作成する。

内容は、反射材着用、自転車ヘルメット着用、自転車安全利用、制限運転、免許返納等と呼びかけるものとする。

(6) SNS 広報

Instagram, Facebook 等の SNS を活用した啓発を行う。

① 内容

- ・電動キックボードの安全利用を呼びかけるもの
- ・自転車ヘルメットの着用を呼びかけるもの

② 広報期間

- ・令和7年9月21日（日）から9月30日（火）
- ・令和7年12月1日（月）から12月10日（水）

(7) 冬の交通安全県民総ぐるみ運動に係るイベントの企画及び運営

冬の交通安全県民総ぐるみ運動（令和7年12月1日から12月10日まで）に係るイベントの企画及び運営を行う。

① 実施日

令和7年11月30日（日）

② 所要時間

約1時間程度

③ 会場

アミュプラザみやざき「アミュひろば」での開催とする。

なお、会場の確保及び使用料等の負担は県が行うものとする。

④ 特記事項

- ・広く県民へ交通安全を呼びかけるため、集客を見込むことのできる催しを企画すること。
- ・イベント当日の運営は主として受託業者が行うものとし、必要な人員を配置すること。
- ・司会にはアナウンサー等技術を有する者を起用すること。

(8) 自転車ヘルメット着用推進モニター事業の実施

ア 事業概要

自転車ヘルメット着用普及のため、大学生・専門学生を対象にヘルメット着用推進モニター（以下、モニターという。）を選任し、県が提供するヘルメットを着用してもらう。

若年世代のヘルメット着用意識の高揚を図るとともに、着用体験のアンケート調査や広報への協力を依頼し、県民全体のヘルメット着用啓発につなげる。

イ 事業期間

令和7年7月1日（火）～令和8年2月28日（土）

ウ モニターについて

① 公募人数

50名

② モニターの活動内容

- ・ 自転車乗車時におけるヘルメットの率先着用
- ・ アンケートへの回答（令和7年12月発送予定）
- ・ ヘルメット着用促進啓発活動（TV出演・動画撮影等）への協力

③ モニターの条件

- ・ 大学、短期大学、専門学校等に通う学生であること。
- ・ 宮崎県内に居住地があること。
- ・ 週に1回以上自転車を利用し、自転車乗車用ヘルメットを持っていないこと。
- ・ 8月中に開催する説明会に参加できること（旅費はヘルメット着用モニターが負担）。
- ・ ②のモニターの活動内容を確実に実施できること。

④ モニターとしての活動期間

令和7年9月1日（月）～令和8年2月28日（土）

⑤応募方法

応募申込書（別途作成）を記載の上、モニターご本人の住所、氏名、生年月日が記載された免許証・健康保険証等の写しを添付し、郵送、FAX又はメールで事務局（委託先）まで提出する。

エ 業務内容

① モニターの募集

- ・ 募集の方法は問わない。

② 申込受付、申込者一覧の作成、モニターとの連絡調整

- ・ 応募期間は令和7年7月1日（火）から令和7年7月31日（木）までとする。
- ・ 事務局および県で、応募条件を満たしているか審査し、選考の上、モニターを決定すること。
- ・ モニターに決定した方には令和7年8月中旬までに通知すること。

③ ヘルメットの購入、郵送

- ・ SGマーク、JCFマークなどの安全認証マークが付いている自転車乗車用ヘルメットであること。
- ・ 3種類以上のデザインのヘルメットを選択できるよう提案すること。
- ・ 上記を踏まえ、ヘルメットの種類については、県と協議の上、決定する。
- ・ 説明会へ参加できないモニターに対し、郵送等の手段によりヘルメットを提供すること。

④ 説明会の開催

- ・ モニターに対し、ヘルメットの譲渡及び事業について趣旨説明を行うため、

説明会を開催すること。

- ・ 説明会は宮崎市内の会場で2回以上実施すること。
- ・ 会場は県で用意する。
- ・ 内容については県と協議の上、決定する。

⑤ モニターへのアンケート調査、集計

- ・ モニター終了後、参加者へアンケートを実施し、結果を集計の上、報告書を提出すること。
- ・ アンケートの内容は県と協議の上、決定する。

⑥ 広報

- ・ モニターのパブリシティ出演やヘルメット着用促進啓発動画の作成等、モニターやアンケート結果を活用し、効果的にヘルメット着用を啓発するための広報を提案すること。

オ スケジュール（予定）

令和7年7月	モニター募集
令和7年8月	モニター決定通知
	ヘルメット準備
	説明会開催（2回以上）
令和7年9月～11月	モニター活動
令和7年12月	アンケート調査、集計
～令和8年2月	広報

5 注意事項

- (1) 成果物に係る権利の一切は、県に帰属する。
- (2) 成果物に係る動画・画像等については、当課が指定する様式で電子データを提出すること。
- (3) 業務遂行に当たっては、**当課より提供する別紙「ひなたの交通安全」ロゴを使用するものとし**、当課と十分な連携をとること。

(別紙)

